

# 山口県報

平成28年  
5月31日  
(火曜日)

## 目次

- 規則 建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……………一
- 告示 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出（厚政課）……………二
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の休止の届出（厚政課）……………三
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（四件）（厚政課）……………三
- 特定計量器の定期検査の実施（計量検定所）……………四
- 保安林指定施業要件の変更（長門市）（森林整備課）……………六
- 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正（会計課）……………六
- 公告 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）……………七
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）……………七
- 山口県労働委員会の使用委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等（労働政策課）……………七
- 基本測量の実施（監理課）……………九
- 契約の締結（都市計画課）……………九
- 一般競争入札の実施（物品管理課）……………九

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政



### 山口県規則第四十六号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「建築物」を「特定建築物」に改め、同条中「建築物は」を「特定建築物は」に改め、第一号及び第二号を削り、同条第三号中「建築物で」の下に「、避難階以外の階を当該用途に供しないものであり、かつ」を加え、「又は階数が三以上であり、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの（地階又は三階以上の階に当該用途に供する居室を有するものに限る。）」を削り、同条を同条第一号とし、同条第四号を削り、第五号を第二号とする。

第十三条の見出し中「特殊建築物等」を「建築物」に改め、同条第一項第一号中「前条第一号及び第五号に掲げる建築物（）」を「定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれのない建築物等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号。次号において「告示」という。）第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる建築物（避難階以外の階を法別表第一欄（一）項から（四）項までに掲げる用途（次号において単に「用途」という。）に供しないものを除く。）並びに前条第二号に掲げる建築物で、（一）に、（を）を除く。（二）に、（以外のもの）に、「平成十八年」を「平成三十年」に、「平成十九年」を「平成三十一年」に改め、同項第二号中「前条第二号から第四号まで」を「告示第一第三号及び第六号に掲げる建築物（避難階以外の階を用途に供しないものを除く。）並びに前条第一号」に、「平成十七年」を「平成二十九年」に、「平成十八年」を「平成三十年」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 法第十二条第三項の規定により指定する特定建築設備等は、第十二条各号に掲げる建築物に設ける防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）とする。

第十五条第三項を次のように改める。

第十五条第三項 省令第六條第四項の規定により定める書類は、付近見取図及び建築設備等の位置を示す平面図（いずれも最初に報告する場合に限る。）とする。

第十五条の二第二号中「第六條の三第二項第八号」の下に「及び第九号」を加え、同条を第十五条の三とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（工作物の定期報告）

第十五条の二 省令第六条の二の二第一項の規定により定める報告の時期は、毎年四月一日から翌年三月三十一日(同日前に前回の報告の日から起算して一年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日)までの間とする。

2 省令第六条の二の二第三項の報告書は、報告の前日前三月以内に検査して作成したものでなければならぬ。

3 省令第六条の二の二第四項の規定により定める書類は、付近見取図及び配置図(いずれも最初に報告する場合に限る。)とする。

第二十二条の二中「第五十二条第一項第六号」を「第五十二条第一項第七号」に改める。

第二十七条第一項の表中「若しくは第十二項ただし書」を「第十二項ただし書若しくは第十三項ただし書」に改め、「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の二第二項」に改める。

第三十一条の表中

「省令第五条第二項の報告書  
省令第十一条の二第一項の安全上の措置等に関する計画  
省令第十八条第二項の道路位置標示届」を「所轄土木事務所長(建築物又は道路の敷地の所在地を管轄する土木事務所)の長を削る。」

附則  
(施行期日)  
1 この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。ただし、第二十二條の二、第二十七條第一項の表及び第三十一條の表の改正規定は、公布の日から施行する。(経過措置)  
2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年国土交通省令第十号。以下「省令」という。)附則第二條第四項に規定する小荷物専用昇降機及び防火設備(以下「小荷物専用昇降機等」という。)(平成二十九年四月一日から同年五月三十一日までの間に同項に規定する検査済証の交付を受けたものを除く。)(に関する第十五條第一項の規定の適用については、「毎年四月一日から翌年」とあるのは、「平成二十九年四月一日から翌々年」とする。

3 小荷物専用昇降機等(平成二十九年四月一日から同年五月三十一日までの間に省令附則第二條第四項に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。)(に関する第十五條第一項の規定の適用については、「毎年四月一日から翌年三月三十一日」とあるのは、「平成三十一年五月三十一日」とする。

山口県告示第六十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

名称	住所又は主たる事務所の所在地	事業の種類	廃止年月日
居宅介護事業者 社会福祉法人 青藍会	山口市吉敷中 東一丁目一番二番	青藍会在宅医療支援センター ホームケアサポートセン	平成二八、四、三〇
居宅介護事業者 医療法人社団 青藍会	〃 〃 〃	青藍会在宅医療支援センター ホーム訪問看護・リハビリテーション ひかり薬局	〃 〃 〃
居宅介護事業者 株式会社エヌマイル	広島市西区商工センター 丁目一番一六号	岩国市南岩国 町一丁目一四番二七号	〃 〃 三、三一
居宅介護事業者 社会福祉法人 青藍会	山口市吉敷中 東一丁目一番二番	青藍会在宅医療支援センター ホームケアサポートセン	平成二八、四、三〇
居宅介護事業者 医療法人社団 青藍会	〃 〃 〃	青藍会在宅医療支援センター ホーム訪問看護・リハビリテーション ひかり薬局	〃 〃 〃
居宅介護事業者 株式会社エヌマイル	広島市西区商工センター 丁目一番一六号	岩国市南岩国 町一丁目一四番二七号	〃 〃 三、三一
居宅介護事業者 社会福祉法人 青藍会	山口市吉敷中 東一丁目一番二番	青藍会在宅医療支援センター ホームケアサポートセン	平成二八、四、三〇





山口県告示第百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所名称	所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社グリン薬局	宇部市開六丁目一番六一号	グリーン薬局	宇部市開六丁目一番六一号	介護予防 防居室 療養管理指導	平成二八、 四、 一
有限会社幸生	岩国市南岩国町二丁目七七番二二号	いちご薬局青葉店	岩国市保津町二丁目四番五〇号	〃	〃
〃	〃	いちご薬局	南岩国町二丁目七七番二二号	〃	二、 〃
〃	〃	いちご薬局の 木店	室の木 町五丁目一〇番一三三	〃	四、 一三
株式会社夢のみずづみ社	山口市中尾七八七の一	株式会社夢のみずづみ社 規模多機能型 居宅介護事業 所	防府市大字西 浦五八六	介護予防 防小規模 多機能型 居宅介護	〃

山口県告示第百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

特定介護予防福祉用具販売事業者 名称 主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業者 名称 所在地	指定年月日

社会福祉法人緑  
山会  
周南市大字須々万本郷二八の一  
ゆうあいレンタ  
ルケア  
周南市大字須々万本郷二八の一  
平成二八、  
二、  
一

山口県告示第百七十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、計量法施行令（平成五年政令第百二十九号）第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域	二 検査の期日、場所等	時間	場所
美祢市	平成二八、七、六	午前〇時から午前一時	美祢産業技術センター
〃	〃	午前一時三〇分から正午	美祢市豊田前公民館
〃	〃	午後一時三〇分から午後三時まで	美祢市西厚保町本郷六九一 山口美祢農業協同組合西厚保支所
〃	〃	午前九時三〇分から午前一時	真長田定住センター
〃	〃	午前一時三〇分から午前一時三十分まで	美祢市美東センター
〃	〃	午後一時から午後三時まで	美祢市民会館
〃	〃	午前〇時から午前一時	美祢市秋吉公民館
〃	〃	午前十一時三〇分から正午	美祢市於福公民館
〃	〃	午後一時三〇分から午後三時まで	美祢市嘉万公民館

平成二十八年七月十一日から同年九月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間  
平成二十八年九月一日から同月十二日まで

四 指定定期検査機関の名称  
一般社団法人山口県計量協会





一の表中

山陽小野田交通 安全協会会長 笹尾新太郎	山陽小野田市日 の出一丁目六番 一〇号	山陽小野田交通 安全協会	山陽小野田交通 安全協会厚狭分 室	署 一〇号 山陽小野田警察 署	厚狭九四六の 大	平成一 三、二七
山陽小野田交通 安全協会厚狭分 室	字 厚狭九四六の 大	署 一〇号 山陽小野田警察 署	小野田警察署 厚狭	署 一〇号 山陽小野田警察 署	厚狭九四六の 大	平成一 四、一

を

株式会社厚狭自 動車運転技術振 興会	山陽小野田市日 の出一丁目六番 一〇号	山陽小野田交通 安全協会	山陽小野田交通 安全協会厚狭分 室	署 一〇号 山陽小野田警察 署	厚狭九四六の 大	平成一 三、二七
字 鴨庄六九の一 大	山陽小野田交通 安全協会厚狭分 室	署 一〇号 山陽小野田警察 署	小野田警察署 厚狭	署 一〇号 山陽小野田警察 署	厚狭九四六の 大	平成一 四、一

に改め

る。



(二三三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年五月三十一日から同年九月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン小郡

所在地 山口市小郡下郷三五二九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称

住所

所

代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号 白石 正

J A三井リース建物株式会社 東京都中央区銀座八丁目一三番一号 保崎 隆行

イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	J A三井リース建物株式会社	東京都品川区東五反田二丁目一〇番二号	東京都中央区銀座八丁目一三番一号

四 届出年月日

平成二十八年五月十七日

五 変更年月日

平成二十八年一月四日

(二三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年一月十五日山口県公告(一五)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年五月三十一日から同年六月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二三四) 山口県労働委員会の使用者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十五期使用者委員(補欠委員一人)の候補者の推薦について

必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたと、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

平成二十八年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 推薦者の資格

使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分となっている使用者団体でなければならない。

二 被推薦者の資格

使用者委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、使用者委員となることができない。

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、推薦書(別記様式)にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。

(二) 書類の提出先

山口県商工労働部労働政策課

四 推薦期間

平成二十八年六月六日(月曜日)から同年七月五日(火曜日)まで

五 その他

不明の点があるときは、山口県商工労働部労働政策課(電話〇八三一九三三一一三一一〇)に照会すること。

別記様式

推薦書

年月日

山口県知事 様

推薦者 主たる事務所  
の所在地

名 称

代表者氏名

(印)

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会(補欠委員)の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏名	年月日	年月日
生年	年月日	年月日
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称		
所属団体における地位		
所属団体の構成員数		
加盟上部団体の名称		

添付書類

候補者の学歴、職歴及び政党関係を詳細に記入した履歴書

注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属する全ての所属団体について記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



(二二五) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十八年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量(基本重力測量)

二 作業の地域

下関市、山口市及び萩市

三 作業の期間

平成二十八年十月四日から平成二十九年三月三十一日まで

(二二六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十八年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部都市計画課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十八年三月三十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

山陽三共有機株式会社 下松市葉山一丁目八一九番一四

六 落札金額

一トン当たり一万五千六百六十円

七 入札公告日

平成二十八年二月十六日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

(二二七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十八年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

警察情報ネットワーク端末装置 三百六十台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十八年九月三十日

(四) 納入場所

山口県警察本部警務部情報管理課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二〇二二二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十八年山口県告示第二十八号)に基づき資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

## 三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

## 四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

## 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

## (一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

## (二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

## (三) 受領期限

平成二十八年七月十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十八年七月十二日午前十時)

## 六 入札を執行する場所及び日時

## (一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

## (二) 日時

平成二十八年七月十二日午前十時

## 七 入札保証金

免除する。

## 八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
  - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
  - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 十 その他

## (一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

## (二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (三) 契約書の作成の要否

要

## (四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十八年六月二十四日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三一九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三一九六〇)にお問い合わせください。

## 十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: Police information network personal computers 360 sets

(3) Delivery period: September 30, 2016

(4) Delivery place: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. July 11, 2016 (if brought in person: 10:00 A.M. July 12, 2016)